

新型コロナウイルス感染防止対策

自治会等が開催する総会の開催方法について

新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会をはじめ、各種団体の行事や会合等の開催にあたっては、様々な感染防止対策を講じていただいていることと存じます。

自治会におかれましては、総会の準備を進められていると存じますが、3つの密「密閉・密集・密接」を避けるため、多くの方が集まらずに開催する方法として、「書面表決」や「委任状の活用」により議決する方法があります。

各自治会の状況に応じて、開催方法を検討する際の参考としてください。

I 総会に出席しないで表決する方法（欠席する場合）

認可地縁団体（法人化自治会）の根拠法令：地方自治法第260条の18第2項

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、**書面**で、又は**代理人によって**表決をすることができます。

会員（自治会の構成員で議決権を持つ人）は、自治会の総会等に出席できない場合、事前に手続きすることにより提案されている議案に対して表決することができます。

方法は、**（１）「書面表決」による方法**と**（２）「委任状」による方法**の２種類です。

1 書面表決書による方法

⇒ 書面で議案に対して「賛成・反対」の意思表示や意見を伝える方法

2 委任状による方法

⇒ 総会に出席する人から自分の代理人を定め、権限を委任する方法

《補足》・「書面表決」による方法、「委任状」による方法ともに、表決をする最小数の人数（最低3人以上）は必要となります。

II 総会の開催方法

1 書面表決書による方法

書面表決は、全会員のうち一部の人 又は 会員全員で実施することもできます。

ここでは、会員全員が書面表決による場合を説明します。

《注意》会員全員が書面表決書による方法となった場合でも、議事録作成及び不正防止のため、複数人（最低3人以上）が集まり集計する必要があります。

〔参考様式〕 ア 開催のお知らせ及び書面表決書

イ 自治会総会（書面表決）報告書〔全員が書面表決書の場合に使用〕

・報告様式と議事録を一つの様式にまとめてあります。

※ 参考様式は、適宜修正して使用してください。

書面表決の流れ（会員全員が書面表決をする場合）

- ① 「総会の開催について」、「議案」、「書面表決書」を会員へ配布する
➡〔参考様式〕ア 開催のお知らせ及び書面表決書
- ② 会員から「書面表決書」を提出してもらう
☐ 書面表決書は、提出又は回収のどちらでも構いません
- ③ 総会を開催する（提出された書面表決書数を出席者数、議案の表決に加える）
☐ 総会＝書面表決の集計 となります
最低3人以上が集まって、「総会出席者数」、「総会の成立の可否」、「議長・議事録署名人の指名」、「各議案に対する結果の集計」を行います
- ④ 総会の結果を回覧等で会員に報告する
➡〔参考様式〕イ 自治会総会（書面表決）報告書

2 委任状による方法

総会に出席する人から自分の代理人を定め、権限を委任する方法です。

総会を欠席する場合や会員数が多く、総会に全員が出席できない場合などに活用します。

《注意》新型コロナウイルス感染防止対策のため、役員のみ出席など、総会への出席者なるべく少人数としてください。

なお、出席者の中から、議長及び議事録署名人を指名する必要があります。

※ 委任状の様式は、自治会規約等で定められたものを使用してください。

委任状による開催の流れ

- ① 「総会の開催について」、「委任状」を会員へ配布する
※ 「議案」は当日配布でも可
- ② 会員から「委任状」を提出してもらう
※ 委任状は、提出又は回収のどちらでも構いません
- ③ 総会を開催する（提出された委任状数を出席者数、議案の表決に加える）
☐ 最小人数での開催の場合、議案や結果を会員へ報告することが必要な場合もあります

3 総会、書面表決の集計には、感染防止対策の実施を！

屋内の会議室等で人が集まる場合は、次のことに注意してください。

- (1) 体調の悪い人やハイリスクの人（基礎疾患のある人等）は出席を控えてもらう。
- (2) 不織布マスク着用や手洗い、手指消毒等の基本的な感染防止対策を徹底する。
- (3) 会議室等の換気を十分に行う。
- (4) 多くの人が密集しないようにする。
- (5) 多くの人の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。